

請求書の押印省略に関する Q & A 【事業者用】

毛呂山町役場 会計課

令和6年9月1日施行

No.	質問	回答
■押印省略の開始日		
1	請求書の押印を省略できるのはいつからですか。	令和6年9月1日以降に発行するものが対象になります。
■押印を省略する請求書の記載方法		
2	押印を省略する場合の請求書の記載方法を教えてください。	従来の請求書記載内容に加えて、発行責任者及び担当者の欄を設け、役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載してください。
3	なぜ発行責任者や連絡先などを記載する必要があるのですか。	押印を省略した場合の、請求書の真正性を証明する手段を確保するためです。 請求書の内容で不明な点があった場合等、必要に応じて担当部署や会計課から連絡させていただく場合があります。
4	発行責任者とは誰ですか。	発行責任者は、代表取締役又は支店長といった社内において権限委任を受けた役職者等、請求書の発行部門の長などがあげられますが、役職に関わらず、請求書等を発行するにあたり責任を有する方のことです。
5	担当者とは誰ですか。	担当者は請求書の事務を担当する方のことです。 必要に応じ、担当部署から請求書の内容について確認の連絡をすることがあります。
6	代表者、発行責任者及び担当者がすべて同じ場合（1人で事業所等を経営している場合等）は、発行責任者と担当者はどのように記載すればよいですか。	代表者の住所、職名、氏名等（法人にあっては、法人名及び代表者の職名・氏名等）は必ず記載してください。 加えて連絡先（電話番号）を追記してください。 発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先（電話番号）は、同上と記載するなど、同一であることがわかるように記載してください。

No.	質問	回答
7	発行責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載すればよいですか。	「発行責任者及び担当者」として役職・氏名及び連絡先（電話番号）を記載するか、発行責任者の役職・氏名及び連絡先（電話番号）を記載し、担当者は同上と記載するなど、同一であることがわかるように記載してください。
8	発行責任者及び担当者の記載は、苗字のみの記載や押印でもよいですか。	氏名（姓名）の記載が必要です。
9	発行責任者及び担当者の記載は、手書きでもよいですか。	手書きでも構いませんが、鉛筆や消せる筆記用具での記載は認められません。
10	支店や営業所が発行する場合、支店名や営業所名の記載は必要ですか。	記載が必要です。
11	法人の代表者の氏名等も省略可能ですか。	今回の改正は、押印を省略する場合に、発行責任者及び担当者の氏名および連絡先を追記して記載していただくものなので、その他の記載事項の省略はできません。
12	押印を省略できるのはどのような印ですか。	押印を省略できるのは、会社印、代表者印、担当者印等の全ての印です。
■発行責任者、担当者等の連絡先について		
13	連絡先は携帯電話でもよいですか。	特段の事情がない限り、固定電話番号としてください。ただし、固定電話を設置していない場合は、携帯電話番号でも構いません。 個人の場合は連絡のとりやすい電話番号を記載してください。
14	連絡先はメールアドレスでもよいですか。	請求書等に不明な点があった場合に直接連絡をする必要があることから、電話番号を記載してください。 ただし、電話での対応が困難である場合は、FAX番号や電子メールアドレスを記載してください。

No.	質問	回答
■押印を省略する請求書の提出方法		
15	電子メールで請求書を提出してもよいですか。	<p>電子メールによる提出が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当部署の代表メールアドレスへ送信してください。 ・電子メールの件名の先頭に【請求書送付】と記載してください。 ・添付する請求書データは改ざん防止のためPDF形式とし、正当な請求書の要件等が鮮明に読み取れるものとしてください。 <p>※町立小学校及び中学校については、当面の間メールでの受付ができません。郵送や持参での提出をお願いします。</p>
16	FAXで請求書を提出してもよいですか。	文字が不明瞭となるため、FAXでの提出はできません。
17	請求書は電子メールで提出しなければならないのですか。	今回の改正は、電子メールによる提出を可能とするものであり、従来どおり郵送や持参による提出も可能です。
18	押印を省略した請求書は、電子メールで提出しなければならないのですか。	押印を省略した場合でも、従来どおり郵送や持参による提出が可能です。
■その他		
19	押印を省略した請求書に訂正箇所がある場合は、どのような対応になりますか。	<p>押印を省略した請求書には訂正印は使えません。</p> <p>お手数ですが、訂正後の請求書を差し替えて再提出をお願いします。</p> <p>訂正印で訂正する場合は、押印を省略しない請求書として代表者印等を押印していただき、同一の印で訂正箇所へ押印してください。</p>
20	押印した請求書を、電子メールで提出してもよいですか。	<p>可能です。送信する際はNo.15を参照してください。</p> <p>なお、発行責任者や連絡先などを記載する必要はありません。</p>

No.	質問	回答
21	従来どおり、請求書に押印し、郵送や持参により提出してもよいですか。	押印された請求書の取扱いに変更はありません。
22	押印が省略できる提出書類は、請求書だけですか。	<p>以下のものは、今回の改正の対象ではありませんのでご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求書であっても国や県の法令等の規定により押印や書面により提出を求めているもの。 ・請求書以外のもの。（入札書、委任状、見積書、領収書等）